

台風など災害時の対応について（措置）

本校では、生徒の安全確保について基本的に以下のことを判断基準として対応をしていきます。保護者の皆様にも台風など災害時の登下校につきましてご理解の上、ご協力をお願いいたします。

※ 各ご家庭で、気象庁のホームページやテレビ・ラジオ等気象情報をもとに判断していただくことになります。（気象庁 HP <http://www.jma.go.jp/jma/menu/warnmenu.html>）

災害発生時の場合(東京都府中市)

◎ 登校に関わること

【地震の災害対応】

1 震度5弱以上の地震が発生した場合 ※気象庁の発表

- (1) 児童・生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ・学校から連絡があるまで、自宅待機又は、安全な場所に避難してください。
 - (2) 登下校中に震度5弱以上の地震
(これまでに経験したことの無い大きな揺れを感じるような地震)が発生した場合
 - ・自宅か学校の近い方に避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は、学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所へ避難してください。
 - ・学校に戻った児童・生徒は、保護者への引き渡しとします。
- ※ 登下校中に地震が起きたらどうするか、ご家庭で話し合いをお願いします。

【台風等の災害対応】 ※必ず学校から対応の連絡をします。

1 気象庁から府中市に暴風警報 又は、特別警報が発表されている場合の対応

- ・午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。
- ※「大雨警報」や様々な「注意報」は該当しません。

2 多摩川の水位上昇に伴う対応

- (1) 府中市が高齢者等避難を発令している場合
 - ・午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。
- (2) 府中市が避難指示を発令している場合
 - ・午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

3 土砂災害警戒区域に府中市が避難指示を発令している場合の対応

- ・午前7時、学校は、保護者に「土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

◎ 下校に関わること

- 1 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に危険が大きいと予想される場合は、授業を午前中のみに短縮するなど下校時刻を変更いたします。
- 2 生徒が学校にいるときに暴風警報又は特別警報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために生徒を学校に留め置きすることがあります。
- 3 原則は暴風警報または特別警報が解除された後下校させますが、天候状況をみて警報解除以前に生徒に安全の注意をした上で、下校させる場合があります。
なお、この場合は、原則として集団下校とします。

◎ その他の注意事項

- ◇ 「**臨時休業**」となった場合は、**15:00まで自宅学習**とします。
- ◇ 学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で、登校を遅らせたり、自宅待機させたりすることもできます。その場合は、遅刻や欠席にはなりません。
- ◇ 遅れて登校する場合には、生徒手帳に記入して登校後に担任にお渡しください。
- ◇ 臨時休業や遅れて授業を開始するなど登校に関することについて、お電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。